

# ほんりゅう 尾北

No.291  
2023・5

■発行■  
尾北教職員労働組合  
■責任者■  
小山晃範(楽田小)

尾北教労 HP



## 管内の全校長へ 年度初めの要請を行う

新年度が始まり、どの学校でも慌ただしい毎日が続いていることと思われます。各学校では、多忙化解消の取り組みが進められていると思いますが、現状は、残業や持ち帰りの仕事が相変わらず多く、教職員の健康破壊の問題は依然として深刻です。

尾北教労では、管内の全校長に「新年度を迎えるにあたり、子どもが輝き、教職員が働きやすい学校づくりに向けての要請書」を届け、各学校で特に留意してほしい点について、要請を行いました。以下に内容を紹介しします。



### 新年度を迎えるにあたり、子どもが輝き、

#### 教職員が働きやすい学校づくりに向けての要請

丹波地方各小中学校長 様

※前文略。要請内容のみ掲載

- ① 新型コロナウイルス感染症対策については、感染症分類が2類相当から5類へと緩和される見通しのため、子どもたちの関わりや豊かな学びを意図した学校づくりを目指すこと。
- ② マスクの着用については、屋内・屋外を問わず個人の判断に委ねることになった。学校現場ではマスク着用によるコミュニケーションや心身の健康への影響を考え、「外す」ことを基本として声掛け等を行うこと。その際、マスクを着用したい児童にも配慮しながら慎重に進めること。
- ③ GIGAスクール構想により各学校に配備されたタブレット端末について、タブレットありきの授業を進めるのではなく、無理のない範囲で活用できるようにすること。また、タブレットの持ち帰りについては、その管理を家庭に委ねるため、保護者の同意を基本とすること。リモート学習については、濃厚接触者による欠席扱いがなくなり、休む際は「療養」が目的となるため、基本的には行わないこと。
- ④ 小学校高学年における教科担任制については、以下の内容に留意すること。
  - ア 専科教員の加配を基本にして進める。
  - イ 文科省が示す優先教科にとらわれず、学校の実情に応じて決める。
  - ウ 学年内の担任どうしで教科を交換して行うことについては、実施するかどうかを各学校で慎重に検討する。
- ⑤ 「新たな研修制度」については自主的な研修を尊重すること。「校長による指導助言・受講奨励」については、押し付けにならないようにすること。「研修履歴の記録」については、教員の負担にならないようにし、記録は必要最小限にすること。

- ⑥ 部活動のさらなる改善に向け、以下の取り組みを進めること。

- ア 生徒及び教員の健康と生活リズムを大切に  
する観点から、朝練習を中止する。
- イ 新規採用教員については、学級づくりや教科  
指導等の本務に専念できるよう、初年度は主顧  
問を担当させない。
- ウ 部活動の担当については、個々の教員の意思  
が尊重され押し付け的にならないようにする。
- エ 生徒の部活動加入については本人の希望を  
原則とし、押し付け的にならないようにする。
- オ 部活動の地域移行については、教員の負担軽  
減に繋がるよう進める。

- ⑦ 年間の授業時数については、結果的に標準時数  
を下回るようになっても問題はないことから、標  
準時数をこえて多く組まないようにすること。

- ⑧ 教員の持ち時間数軽減に向け、以下の内容に留  
意して改善を進めること。

- ア 持ち時間数については、勤務時間内に業務を  
終わらせるようにするため、小中学校ともに  
20時間以内（1日2時間以上の実務時間《空  
き時間》確保）となるよう改善を進める。
- イ 特別支援学級の担任についても、空き時間を  
確保する。
- ウ 教頭・教務主任・校務主任（学級担任以外）  
は、学級担任の空き時間確保につながるよう、  
書写・図工・理科・社会等、単独で担う科目を  
担当し、評価を含めた教科指導にあたること。  
少人数やTTの授業に入るといった、持ち時間  
数軽減につながらない事態は避ける。
- エ 学習指導要領による学習内容や授業時数が  
増加している実態に対応するため、専科教員を  
増やす。

- ⑨ 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」を厳  
守するため、「月45時間超の職員をゼロにする」  
目標を掲げ、多忙化解消に向けたさらなる取り組

みを進めること。その際、早く帰ることのみを強調する「時短ハラスメント」が生じないようにし、教職員個人の問題としないこと。

- ⑩ 教職員に対し、7時間45分の勤務時間と45分間（昼の15分間、夕方の30分間）の休憩時間を周知するとともに、休憩がとれるようにすること。
- ⑪ 7時間45分勤務が確実に守られ、休憩時間が確保されるよう、以下の内容について配慮すること。
- ア 日課の見直しを行って、子どもの下校時刻を早めることにより、16時15分までに打合わせや学年会、学級学年事務などの時間を確保する。
- イ 昼の休憩を使って、集会や行事などを行わない。
- ウ 職員会議や打ち合わせ、学年会・部会・現職教育などは、16時15分までに終わるようにし、時間が足りなくなった場合は続きを別の日に行うか、続ける場合は別の日に割り振りを行うなど、時間外勤務が常態化しないようにする。
- ⑫ 在校時間の記録は、土日を含めた勤務実態を正確に把握すること。また、公務災害や健康障害などに関して重要な客観的データとなるため、時間外勤務を減らすような虚偽報告とならないよう職員に周知すること。
- ⑬ 時間外勤務の割り振りについては、まずは管理職が「割り振り対象の業務」と「割り振りの日時数」をきちんと伝えること。そして、「割振変更簿の使い方」を周知し活用することで、すべての職員が、自分の希望に合わせて確実に割り振りがとれるようにすること。やむを得ず平日にとれなかった場合は、長期休業中も含め、必要な割り振りの日時数を全職員が確実にとれるよう適切に対応すること。
- ⑭ 早朝勤務などの時間外勤務があったときは、年休と同様に、30分間の休憩時間を除いて割り振りを講じること。
- ⑮ 始業式・終業式・卒業式の午後やテスト期間中などの子どもがいないときには、日常的に時間外勤務が多い実態に合わせ、その分の割り振りとして、早く帰れるように勤務の拘束を解くこと。
- ⑯ 運動会や学習発表会などで休日に出勤を命じたときは、健康と福祉を害することとならないように、日頃の時間外勤務の割り振りを行うことで、早めに勤務の拘束を解くこと。
- ⑰ 授業の準備及び、学級・学年・分掌の事務、必要な会議などの時間が、勤務時間内にきちんと確保されるよう、打ち合わせや会議を精選したり、

午後の授業を一部カットしたりするなど、必要な時間を生み出すための具体的な対応策を各職場で講じること。

- ⑱ 年度当初は特に多忙化が予想されるので、4月は6時間目をカットするなど、学級事務等の時間を確保すること。また時間外勤務を減らし、超えた分には適切に割り振りを行うこと。
- ⑲ コロナ感染症予防対策として抜本的に見直しをはかった学校行事等については、多忙化解消の観点をふくめ、見直しを継続する方向で検討していくこと。特に、以下の内容については、すべての学校で見直しが継続されるよう進めること。
- ア 学習発表会や運動会、卒業式等の行事について練習を含めたさらなる見直しを進める。
- イ 学校訪問は、今後も継続して簡素化を図る。
- ウ 作品募集に関わる業務（作品収集・審査・名簿作成・作品梱包・発送等）は、本来の学校業務ではないので、学校で請け負わないようにする。
- エ 市の美術展や作品展について、学校の関わりをさらに簡素化する。
- ⑳ 職員が病気やけがで休む際に、年休で休むといった実態が依然見られる。病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また、療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
- ア 療養休暇は、1日や1時間単位で取れる。
- イ ボーナスは30日未満、給与は40日未満の取得なら、処遇には影響がない。
- ウ 1週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ない。
- ㉑ 教職員としての身分の侵害及び人権の侵害となるハラスメントが生じないようにすること。特に、パワハラ防止については、県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」（2020・3・31 改定）を周知徹底すること。
- ㉒ 「1年単位の変形労働時間制」は、在校時間記録表の時間外勤務の数字を減らすだけで、実際には退勤時刻を今より遅くし、多忙化をさらに進める恐れがあるので、導入しないこと。

